

千葉県告示 第314号

地方自治法第231条の2の2の規定により、使用料の指定納付受託納付者を次のとおり指定したので、同条の2の3の2の規定により告示します。

令和5年 4月 1日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 相手先  
愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番3号  
JRゲートタワー27階 2702  
株式会社 Sonoligo  
代表取締役 遠山 寛治
- 2 施設名  
千葉市動物公園
- 3 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで